

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)の方

【問合せ】医療保険年金課高齢者医療係

(本庁舎4階) ☎(5273) 4562へ。

4月から始まった後期高齢者医療制度は、75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)の方を被保険者とする医療制度です。区は独自に、次の制度を設けます。

▼入院時負担軽減支援金の支給

区内に引き続き1年以上お住まいで後期高齢者医療制度に加入している方が7日以上入院した場合、期間に応じて1〜3万円(1年度)を支給します。

【入院期間と支給金額】7〜60日:1万円、61〜120日:2万円、121日以上:3万円

※年度内(4月1日〜翌年3月31日)に3万円を限度。20年4月1日以降の入院が対象

【申請】次の書類を添えて、医療保険年金課高齢者医療係(本庁舎4階)・特別出張所へ。

【必要書類等】①入院期間が分かる病院等の領収書原本(コピー不可)、②後期高齢者医療の被保険者証、③入院した方の銀行口座の通帳、④入院した方の印鑑

▼75歳になったときの医療制度(昭和8年4月2日〜昭和9年3月31日生まれの方)

4月以降に75歳になる方は、現在加入している健康保険から後期高齢者医療制度に75歳の誕生日から加入します。

後期高齢者医療制度の被保険者証は、75歳の誕生日までにお送りします。誕生日以降に受診する際は、新しい被保険者証をお使いください。転入などの場合を除き、加入手続きは原則として必要ありません(現在の保険の脱退手続きは、加入している健康保険組合等にお問い合わせください)。

20年度介護保険料のお知らせを送ります

◎年金から天引き(特別徴収)の方

年金支給時に特別徴収する介護保険料を、4月9日(水)に発送するはがきでお知らせします。

◎納付書または口座振替でお支払い(普通徴収)の方

介護保険料納入通知書を、4月15日(火)に送ります。納付書でお支払いの方には、納付書をお封じます。

※4月22日(火)ころまでに届かないときは、介護保険課資格係にご連絡ください。

▼保険料額と計算方法

保険料は、19年中の所得を基にした20年度の住民税課税状況から決定します。

20年度の住民税は6月に確定するため、今回お知らせする金額は、18年中の所得を基にした19年度の住民税課税状況から、仮に計算したものです。

▼3月中に65歳になった方、転入した65歳以上の方などへ

次に該当する方には、20年3月相当分の納付書も同封していただきます。4月分とともに4月30日(水)までに納めてください。

①20年3月中に65歳になった方(昭和18年3月2日〜4月1日生まれ)、②20年3月1日以降に新宿区に転入手続きをした方、③18年中の所得に変更があった方ほか

▼口座振替のご利用を

保険料の支払いには、納め忘れない口座振替をご利用ください。本人名義のほか、ご希望により家族名義の口座から引き落とすこともできます。納入通知書に同封の「口座振替依頼書」でお申し込みください。

【問合せ】介護保険課資格係(本庁舎2階) ☎(5273) 4597へ。

(社)新宿区シルバー人材センターパソコン教室

会員が講師となり、地域の皆さんに学習の機会を提供しています。

【初めのパソコン】

【日程】①5月1日(木)・2日(金)、②6月2日(月)・3日(火)

【内容】スイッチを入れるところから簡単な文字入力、練習まで

【エクセル入門】

【日程】①5月7日(水)・8日(木)、②6月4日(水)・5日(木)

【内容】表計算、グラフ・住所録作成

【エクセル基礎】

【日程】5月22日(木)・23日(金)

【内容】グラフ・カレンダーの作成

【ワードI(入門)】

【日程】①5月12日(月)・13日(火)、②6月9日(月)・10日(火)

【内容】ワードの基礎から簡単な文書の編集まで

【ワードII(基礎)】

【日程】5月14日(水)・15日(木)

【内容】文章の編集、簡単な図形描画

【ワードIII(応用)】

【日程】6月11日(水)・12日(木)

【内容】文書の装飾、編集

【インターネット&Eメール(基礎)】

【日程】①5月19日(月)・21日(水)、②6月16日(月)・18日(水)

【クラス】各日程とも午前9時30分〜午後0時20分・午後1時〜3時50分

【対象】区内在住・在勤で、(1)はパソコン未経験の方、(2)(3)(7)はキーボード・マウスの操作ができる方、(4)(6)は文字の入力ができる方、各コース各クラス8名。定員に満たない場合は、区外の方も可

【費用】(1)・(3)・(6)は5千500円、(2)は6千500円、(7)は8千円

【会場・申込み】往復はがきに記載例(4面参照)のほか、コース名(1)〜(7)の別と日程(①②の別)、午前組・午後組の別(第2希望まで記入可)を記入し、4月16日(必着)までに(社)新宿区シルバー人材センター(〒169-0075高田馬場1-32-10) ☎(3209) 3181へ。重複申し込みは無効。複数の講座を申し込み場合は、講座ごとに別のはがきでお申し込みください。

◎教室に通えない個人・グループの方のための「パソコン訪問お手伝い」サービスを実施しています。詳しくは、お問い合わせください。

4月からの女神湖高原学園(ヴィレツジ女神湖)の利用料金とサービス

施設を管理・運営する指定管理者が、(株)フジランドに変わりました。

▼利用料金

通常の利用料金はこれまでと同じですが、新たに閑散期の割引を設けました。4月・6月・9月・10月・11月に宿泊する場合は、通常料金より1泊当たり大人500円、子ども300円を割り引きます。

▼送迎サービス

JR佐久平駅と東白樺湖バス停から、送迎車を運行します。利用を希望する場合は、ヴィレツジ女神湖へ予約してください。

▼体験学習情報の提供

女神湖高原学園の周辺施設を管理・運営する指定管理者が、(株)フジランドに変わりました。体験できる自然散策・乗馬・陶芸・そば打ちなどの体験学習情報を、現地施設と同学園ホームページ(☎http://www.meganiko.jp)で提供します。

4月から区民保養施設の受付窓口委託業者が変わりました

区民保養所(箱根つつじ荘)・区民健康村(グリーンヒル八ヶ岳)の受付窓口の委託業者が4月から変わりました。

受付専用電話番号は変わりますが、土・日曜日、祝日等の連絡先が変わりました。また、区の担当課も変わっています。

▼直通観光バスの運行

20年の秋以降、閑散期に新宿区内からの直通観光バスの運行を予定しています。運行日時等は後日、「広報しんじゅく」でお知らせします。

▼担当課

【担当課】教育政策課地域家庭教育係(本庁舎4階) ☎(5273) 3147

▼問合せ

女神湖高原学園 ☎0267(55)6100へ。

【土・日曜日、祝日等】日通旅行ビジネスサービス(株) ☎(6826) 7474(午前10時〜午後6時)へ。

▼空室情報

日通旅行ビジネスサービス(株)のホームページ(☎http://www.nbs-tokyo.co.jp)からご覧いただけます(新宿区ホームページの生涯学習コミュニティ課のページからもリンクしています)。

▼担当課

生涯学習コミュニティ課(本庁舎1階) ☎(5273) 4127

「広報しんじゅく」をご自宅にお届けします

「広報しんじゅく」は新聞折り込みでお届けしているほか、特別出張所・区立図書館等の区の施設、区内の主な駅・スーパー・郵便局、新宿区新聞販売同業組合加盟の新聞販売店等で配布しています。配布場所はお問い合わせください。

また、「広報しんじゅく」は区のホームページでもご覧いただけます。

新宿文化センター休館日の変更

大ホールの連続利用のため変更します。

【休館日】4月7日(月) (8日(火)は開館)

【問合せ】(株)新宿文化・国際交流財団 ☎(3350) 1141へ。